VI 様式・参考資料編

Ⅵ-1 申請書等様式集

法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

〈申請書等様式集目次〉

別紙様式1(共済規程設定承認申請書)	• • •	• •	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
別紙様式2 (共済規程変更承認申請書)		• •				•	•	•	•	•	•	•	•	4
別紙様式3 (共済規程廃止承認申請書)		• •				•	•	•	•	•	•	•	•	5
別紙様式4 (共済規程変更届出書)		• •				•	•	•	•	•	•	•	•	6
別紙様式5 (特定関係者との間の取引等の	特例の)承認	申請	書)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
別紙様式6(認可対象会社を子会社とする	ことは	に係る	認可	申請	書)		•	•	•	•	•	•	•	9
別紙様式7(1年を超えて国内の会社の議	決権を	とその	基準	議決	権数	女を	超.	え゛	てに	呆る	有			
することに係る承認申請書)						•	•	•	•	•	•	•	• [1 1
別紙様式8(農業協同組合法第11条の6	8第5	項に	おい	て準	用す	ーる	第	1	1 🗐	条(カ			
66第5項ただし書きに定める	事由に	こより	子会	社と	なっ	った	認	可	対針	象台	会			
社を、1年を超えて子会社とす	ること	に保	る認	可申	請書	書)		•	•	•	•	•	• [1 3
別紙様式9(子会社の業務を変更すること	に係る	5認可	申請	書)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 5
別紙様式10(業務報告書の提出延期承認申	請書)	•				•	•	•	•	•	•	•	•	1 7
別紙様式11(業務及び財産の状況に関する	事項を	と記載	した	説明	書類	頁の	縦	覧	開力	始(カ			
延期承認申請書)・・・・・						•	•	•	•	•	•	•	•	1 8
別紙様式12(決算速報の提出の延期に係る	承認申	=請書	Ξ)			•	•	•	•	•	•	•	•	1 9
別紙様式13(価格変動準備金の不積立ての	認可申	⋾請書	<u>:</u>)			•	•	•	•	•	•	•	• ;	2 0
別紙様式14(価格変動準備金の取崩しの認	可申請	青書)	•			•	•	•	•	•	•	•	• 4	2 1
別紙様式15(共済計理人の選任届出書)		• •				•	•	•	•	•	•	•	• ;	2 2
別紙様式16(共済計理人の退任届出書)						•	•	•	•	•	•	•	• 4	2 3
別紙様式17(農業協同組合法第11条の6	8第1	項第	3 号	イ又	はに	1 (農	協り	127	あ・	つ ~	T		
は、第11条の64第1項第1	号又は	は2号	·) (Z	掲げ	`る会	社	を	子:	会社	性。	- ع	す		
る届出書) ・・・・・・・						•	•	•	•	•	•	•	• 4	2 4
別紙様式18(子会社が子会社でなくなった	届出書	書)				•	•	•	•	•	•	•	• 4	2 6
別紙様式19(子会社が認可対象会社(農協	にあっ	っては	、子	会社	対象	会	社)) (に記	該 🗄	当	し		
ない子会社になった届出書)						•	•	•	•	•	•	•	• 4	2 8
別紙様式20(農業協同組合法施行規則第6	8条	(農協	にあ	って	は、	第	6	2 🕯	条)	1	各-	号		
に掲げる事由等により他の会社	を子会	会社と	した	届出	書)		•	•	•	•	•	•	• ;	3 0
別紙様式21(削除)・・・・・・・・・						•	•	•	•	•	•	•	• ;	3 2
別紙様式22(子会社の名称等の変更届出書	i) •					•	•	•	•	•	•	•	• ;	3 3
別紙様式23(子会社の本店の所在地変更届														
別紙様式24(子会社の業務内容の変更届出	書)					•	•	•	•	•	•	•	• ;	3 7
別紙様式25 (子会社の合併届出書) ・・						•	•	•	•	•	•	•	• ;	3 9
別紙様式26(子会社の解散(又は業務の全	部の屋	蓬正)	届出	書)	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	4 1
別紙様式27(他の会社の基準議決権数を超	える詩	養決権	の取	得(又位	は保	有)]	雷片	出				
書) ・・・・・・・・・						•	•	•	•	•	•	•	• 4	4 3
別紙様式28(削除) ・・・・・・・・						•	•	•	•	•				4 7

別紙様式29(削除) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
別紙様式30(基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議
決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書) ・・・・・49
別紙様式31 (特殊関係者を新たに有することとなった届出書) ・・・・・・・51
別紙様式32 (特殊関係者でなくなった届出書) ・・・・・・・・・・・・・53
別紙様式33(削除)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
別紙様式33-2(基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社(又は
特殊関係者)の業務を変更する場合の届出書) ・・・・・・・・56
別紙様式34(異常危険準備金の不積立て等の届出書)・・・・・・・・・57
別紙様式35 (劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書) ・・・・・・・5 9
別紙様式36(劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済届出書)・・・・・・・・・・・・・・ 6 0
別紙様式37(共済代理店設置届出書) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
別紙様式38(共済代理店廃止届出書) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
別紙様式39 (決算速報) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5

別紙様式1 (法第11条の17第1項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済規程設定承認申請書

令和 年 月 日開催の総会(又は総代会)において、共済規程を定める議決を行いましたので、農業協同組合法第11条の17第1項の規定により、承認を申請します。

- 1 理由書
- 2 共済規程全文
- 3 共済規程を定める議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録

別紙様式2 (法第11条の17第3項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済規程変更承認申請書

令和 年 月 日開催の総会(又は総代会)において、共済規程を変更する議決を行いましたので、農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、承認を申請します。

- 1 理由書
- 2 共済規程変更条文新旧対照表
- 3 共済規程全文(現行のもの)
- 4 規程変更の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録

別紙様式3 (法第11条の17第3項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済規程廃止承認申請書

令和 年 月 日開催の総会(又は総代会)において、共済規程を廃止する議決を行いましたので、農業協同組合法第11条の17第3項の規定により規程廃止の承認を申請します。

- 1 理由書
- 2 共済規程廃止の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録

別紙様式4 (法第11条の17第4項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済規程変更届出書

令和 年 月 日開催の理事会において、共済規程を変更する議決を行いましたので、 農業協同組合法第11条の17第4項の規定により、届け出ます。

- 1 理由書
- 2 共済規程変更条文新旧対照表
- 3 共済規程全文(現行のもの)
- 4 共済規程変更の議決をした総会(又は総代会)の議案及び議事録(法第44条第5項の規定に基づき、共済規程の変更について理事会で議決した場合には、当該理事会の 議案及び議事録)

別紙様式5 (法第11条の9、規則第8条関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

特定関係者との間の取引等の特例の承認申請書

特定関係者である〇〇〇〇との間において取引等をいたしたく、農業協同組合法第11条の9ただし書の規定に基づき承認を申請いたします。

- 1 別紙様式5の2
- 2 取引対象である特定関係者の概要等その他行政庁の長が必要と認める事項を記載した書類

別紙様式5の2

	商号 (農協)			
取	所在地			
引	代表者 (代表理事名)			
対	会社(農協)	(売上高)	(総資産))
象	の状況	(経常損益)	(資本金	(出資金))
		(当期損益)		
	特定関係者			
	となる事由			
		A社	(総株主の議決権に対する割合	%)
	主要株主等の構成	B社	(総株主の議決権に対する割合	; %)
		C社	(総株主の議決権に対する割合	; %)
			○○年度 支援金合計額	百万円
	あれの内容		(内訳)	百万円
	取引の内容		•	百万円
			•	百万円
			○○年度 支援金合計額	百万円
			(内訳)	百万円
	過去の取引内容			
			•	百万円
			•	百万円
	取引を行う理由			
	その他			
(監	監督指針Ⅲ-2-2に関			
L'	て組合としての認識等)			

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

認可対象会社を子会社とすることに係る認可申請書

○○を子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の68第4項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

- 1 別紙様式6の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
- (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に 関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- (3) 株式交換により認可対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類
 - ① 株主総会の議事録等
 - ② 株式交換契約書
 - ③ 株式交換費用を記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
- (1)申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書 及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を 知ることができる書類
- (2) 本件認可後における申請者及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る認可対象会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又 は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ること ができる書類
- 5 申請に係る認可対象会社を子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内 の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、 当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る認可対象会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る認可対象会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式6の2

	名称					
	主たる営業所又は					
申	事務所の位置					
請	従たる営業所の所在地					
に						
係	業務の内容					
る		(農業	\$協同組合法第	第11条の68第	月 項第 号	片に該当)
会	会社の状況	売上高	:	総資産:		
社	(直近の決算期より)	経常損益	:	資本金:		
\mathcal{O}		当期損益	:			
概	役員の役職名及び氏名					
要	役員及び従業員の数					
		A社 個	(総株主の議	決権に対す	る割合 %	(₀)
	主要株主等の構成	B社 個	(総株主の議	決権に対す	る割合 %	(_o)
		C社 個	(総株主の議	決権に対す	る割合 %	,)
				認可事由発生前①	認可事由発生後②	増減 (②一①)
		総株主等	の議決権	個	個	個
総株	主等の議決権		マン 時次 ひて 1 臣		IEI	IEI
• 保	有する議決権の数の状況	 保有議決	佐 数(注1)	個	個	個
		アド日時ないく	[田外(1117)		IEI	IEI
		保有議決	権割合	%	%	%
			(注1)	/0	/0	70
子会	社とする理由					
	予定日		年	月 日()	
現地	1当局の認可等の		年	月 日()	
取得	+(予定) 年月日(注2)		1 -	\1 H (,	

(注)

- 1 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について 申請者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、 小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入する。
- 2 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」について 現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載する。

別紙様式7 (第11条の69第2項ただし書、第74条関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

1年を超えて国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて保有することに 係る承認申請書

○○の基準議決権数を超える議決権を、引き続き1年を超えて保有することについて、 農業協同組合法第11条の69第2項において準用する第11条の65第2項ただし書の 規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

- 1 別紙様式7の2
- 2 申請に係る会社の議決権のうちその基準議決権を超えて取得し、又は保有すること となった部分の議決権の処分方法に関する方針を記載した書類
- 3 申請に係る会社の役員の履歴書
- 4 申請に係る会社の組織図
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協(法第11条の65第2項ただし書) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式7の2

	名称				
申	主たる営業所又は				
請	事務所の位置				
に	従たる営業所の所在地				
係					
る	業務の内容				
特					
定	会社の状況	売上高:		総 資 産:	
事	(直近の決算期より)	経常損益:		資本金:	
業	(注1)	当期損益:			
会	役員の役職名及び氏名				
社	役員及び従業員の数				
0)		A社	個	(総株主の議決権に対する割合	%)
概	主要株主等の構成	B社	個	(総株主の議決権に対する割合	%)
要		C社	個	(総株主の議決権に対する割合	%)
保有	議決権数		個	(総株主の議決権に対する割合	%)
引き組	売き保有する理由				
引き組	続き保有することになる			年 月 日()	
日					

(注)

「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

別紙様式8 (法第11条の68第5項、規則第70条第3項関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

農業協同組合法第11条の68第5項において準用する第11条の66第5項 ただし書きに定める事由により子会社となった認可対象会社を、1年を超えて 子会社とすることに係る認可申請書

○○を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の68第5項において準用する第11条の66第5項ただし書きの規定に基づき、別紙のとおり認可を申請します。

- 1 別紙様式8の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
- (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分又は損失の処理に 関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
- (1)申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書 及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を 知ることができる書類
- (2) 申請者及びその子会社等の本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の 見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失 の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ る書類
- 5 申請に係る子会社を引き続き子会社とすることにより、申請者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 7 申請に係る子会社の組織図
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式8の2

	名称		
申	主たる営業所又は		
請	事務所の位置		
に	従たる営業所の所在地		
係			
る	業務の内容		
特		(農業協	5同組合法第11条の68第1項第○号に該当)
定	会社の状況	売 上 高:	総 資 産:
事	(直近の決算期より)	経常損益:	資 本 金:
業	(注1)	当期損益:	
会	役員の役職名及び氏名		
社	役員及び従業員の数		
0		A社 個] (総株主の議決権に対する割合 %)
概	主要株主等の構成	B社 個] (総株主の議決権に対する割合 %)
要		C社 個] (総株主の議決権に対する割合 %)
保有	議決権数	個] (総株主の議決権に対する割合 %)
引き組	続き子会社とする理由		
子会	社とした日		年 月 日()
	2当局の認可等の よ(予定) 年月日(注2)		年 月 日()

(注)

- 1 「会社の状況」について
 - 当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)
- 2 「現地当局の認可等の取得(予定)年月日」について 現地当局の認可・届出等の手続の状況に応じて、該当がある場合に記載する。

別紙様式9 (法第11条の68第5項、規則第70条第3項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

子会社の業務を変更することに係る認可申請書

子会社である〇〇を農業協同組合法第11条の68第1項第〇号に該当する会社とすることについて、農業協同組合法第11条の68第5項において準用する同法第11条の66第6項の規定に基づき、別紙のとおり認可を申請します。

- 1 別紙様式9の2
- 2 申請者に関する次に掲げる書類
- (1) 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余若しくは剰余金の処分又は損失の処理に 関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 本件認可後における収支の見込みを記載した書類
- 3 申請者及びその子会社等に関する次に掲げる書類
- (1)申請者及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書 及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を 知ることができる書類
- (2) 本件認可後における申請者及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 4 申請に係る子会社に関する最終の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書面その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 5 申請に係る子会社の役員の履歴書
- 6 申請に係る子会社の組織図
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式9の2

	名称	î			
	主た	る営業所又は			
	事務	所の位置			
申	従た	る営業所の所在地			
請	業				
に	務	変更前	/ ## \\\(\frac{1}{1}\)		
係	\mathcal{O}		(農業協	同組合法第11条の68第1項第○号に該当)	
る	内	変更後			
子	容	及义区	(農業協	同組合法第11条の68第1項第○号に該当)	
会	会社	この状況	売上高:	総資産:	
社	(直	[近の決算期より]	経常損益:	資本金:	
等		(注)	当期損益:		
\mathcal{O}	役員	の役職名及び氏名			
概	役員	及び従業員の数			
要			A社 個	(総株主の議決権に対する割合 %)	
	主要	禁株主等の構成	B社 個	(総株主の議決権に対する割合 %)	
			C社 個	(総株主の議決権に対する割合 %)	
保有	議決	雀数			
業務	の内容	容の変更の理由			
変更	予定	日		年 月 日()	

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)。

別紙様式10 (規則第202条第8項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

業務報告書の提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期いたしたく、農業協同組合法施行規則第202条第8項の規定に基づき、別紙のとおり申請いたします。

添付書類 理由書

別紙様式11 (規則第206条第3項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始の延期承認申請書

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧の開始を延期いたしたいので、農業協同組合法施行規則第206条第3項の規定に基づき、別紙のとおり承認を申請いたします。

- 1 理由書
- 2 縦覧開始予定日

別紙様式12 (規則第232条第6項関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

決算速報の提出の延期に係る承認申請書

決算速報の提出を延期いたしたいので、農業協同組合法施行規則第232条第6項の規 定に基づき、別紙のとおり承認を申請します。

- 1 理由書
- 2 提出予定日

別紙様式13 (法第11条の34第1項、規則第37条第1項関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、農業協同組合法第11条の34第1項ただし書の 規定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注)上記2から4までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

別紙様式14 (法第11条の34第2項、規則第37条第1項関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、農業協同組合法第11条の34第2項ただし書の規 定に基づき、別紙のとおり認可を申請いたします。

- 1 理由書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 剰余金処分案又は損失処理案
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注)上記2から4までの書類については、これに準ずる内容を記載した書類に代えることができる。

別紙様式15(法第97条第2号、規則第227条関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

共済計理人の選任届出書

○○○○を共済計理人に選任しましたので、農業協同組合法第97条第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

- 1 履歴書
- 2 農業協同組合法施行規則第46条に規定する要件に該当することを証する書面
- 3 共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項 を記載した書面

別紙様式16(法第97条第2号、規則第227条関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

共済計理人の退任届出書

共済計理人○○○○が退任しましたので、農業協同組合法第97条第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が2人以上となる場合は、各共済計理人のそれ ぞれの職務に属する事項を記載した書類

別紙様式17(法第97条第9号(又は第3号)、規則第228条、第230条関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

農業協同組合法第11条の68第1項第3号イ又はロ(農協にあっては、第1 1条の64第1項第1号又は2号)に掲げる会社を子会社とする届出書

農業協同組合法第11条の68第1項第3号イ又は口(農協にあっては、第11条の64第1項第1号又は2号)に掲げる会社を子会社とすることについて、農業協同組合法第97条第9号(農協にあっては、第3号)の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式17の2
- 2 農業協同組合法施行規則第230条各号に掲げる書類

別紙様式17の2

	名称			
	主たる営業所又は			
子	事務所の所在地			
会				
社	業務の内容			
と				(農業協同組合法施行規則第67条(第61条)第○項第○号に該当)
す	会社の状況	売上高	:	総資産:
る	(直近の決算期より)	経常損	益:	資本金:
会	(注)	当期損	益:	
社	役員の役職名及び氏名			
の	役員及び従業員の数			
概	子会社とした後の	A社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
要	主要株主等の構成	B社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
	土安休土寺の構成	C社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
保有	「する議決権の数			個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会	社とする理由			
実行	于予定日			年 月 日()

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)。

別紙様式18 (法第97条第10号 (又は第4号)、規則第228条、第230条関係)

番 号 年月日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

子会社が子会社でなくなった届出書

子会社が子会社でなくなりましたので、農業協同組合法第97条第10号(農協にあっては、第4号)の規定に基づき、お届けいたします。

添付資料

- 1 別紙様式18の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式18の2

名称			
主たる営業所又	は		
事務所の所在地			
業務の内容			
保有議決権数	変更前	個(総株主の議決権に対する割合	%)
体有战人惟数	変更後	個(総株主の議決権に対する割合	%)
子会社でなくな	った理由		
子会社でなくな	った日	年 月 日()	

別紙様式19(法第97条第11号(又は第5号)、規則第228条、第230条関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

子会社が認可対象会社(農協にあっては、子会社対象会社)に該当しない子会社になった届出書

認可対象会社(農協にあっては、子会社対象会社)に該当する子会社が認可対象会社(農協にあっては、子会社対象会社)に該当しない子会社になったので、農業協同組合法第97条第11号(農業協同組合にあっては、第5号)の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式19の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式19の2

子会社の商号		
子会社の主たる営業所又は		
事務所の所在地		
業務の内容	変更前	(農業協同組合法施行規則第67条(第61条)第○項第○号に該当)
	変更後	
保有議決権数		個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会社対象会社		
でなくなった理由		
子会社対象会社		年 月 日()
でなくなった日		T 7 H ()

別紙様式20 (法第97条第12号、規則第231条第1項第3号(又は第1号)関係)

番号日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所 組合名 代表理事 氏名

農業協同組合法施行規則第68条(農協にあっては、第62条)各号に掲げる 事由等により他の会社を子会社とした届出書

農業協同組合法第11条の68第3項(農協にあっては、第11条の64第3項)の規定に基づく、組合若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は農業協同組合法施行規則第68条第1項(農協にあっては、第62条)各号に掲げる事由により他の会社を子会社としたので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第3号(農協にあっては、第1号)の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式20の2
- 2 子会社とした会社の役員の履歴書
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式20の2

	商号又は名称	
子	主たる営業所又は	
会	事務所の所在地	
社	業務の内容	
と	会社の状況	売上高: 総資産:
L	(直近の決算期より)(注)	経常損益: 資本金:
た	(但近の次昇効より)(住)	当期損益:
会	役員の役職名及び氏名	
社	役員及び従業員の数	
\mathcal{O}	保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
概		A社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
要	主要株主等の構成	B社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
		C社 個(総株主の議決権に対する割合 %)
子会	社とした理由	(規則第68条(又は第62条)第 号該当)
子会	社とした日	年 月 日()

(注)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること (本 欄の項目に必ずしもこだわらない。)。

別紙様式22 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

子会社の名称等の変更届出書

○○が名称等を変更することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式22の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協 (規則第231条第1項第2号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針 (平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式22の2

子会社の	変更前						
名称又は商号	変更後						
子会社の主たる	る営業所						
又は事務所の原	听在地						
変更予定日		年	月	日 ()		
変更の理由							

別紙様式23 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

子会社の本店の所在地変更届出書

子会社〇〇が本店の所在地を変更することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式23の2
- 2 変更予定地の見取図
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協(規則第231条第1項第2号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式23の2

子会社の商号又	は名称					
本店又は主たる	変更前					
事務所の所在地	変更後					
変更予定日		年	月	日 ()	
変更の理由						
変更に係る費用						

別紙様式24 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号(又は第2号)関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

子会社の業務内容の変更届出書

子会社〇〇が主な業務の内容を変更することについて、農業協同組合法第97条第12 号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号(農協にあっては、第2号)の規 定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式24の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式24の2

子会社の商号又は名称									
子会社の所在地									
主な業務内容を変更前									
土は未伤門谷	変更後								
変更予定日			年	月	日	()		
理由									

別紙様式25 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

子会社の合併届出書

子会社〇〇が合併することについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式25の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協(規則第231条第1項第2号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式25の2

新会社の概	既要						
(1) 商号ス	又は名称						
(2) 所在均	也						
(3) 資本金	È						
(4) 株主権							
(5) 役員の	つ役職名及び氏	名					
(6) 従業員	員数						
(7) 事業内	内容						
旧会社の概	既要						
合併の形態	ST.						
合併の理由	自						
合併の期日	3						
業績予想						(単位	立:百万円)
	区 分	前	カマ 期実績	前期実績	当期見込み	翌期予想	翌々期予想
	営業収益						
	営業費用						
	営業損益						
	経常損益						
	当期損益						

別紙様式26 (法第97条第12号、規則第231条第1項第4号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

子会社〇〇の業務の全部の廃止届出書

子会社〇〇の業務の全部を廃止したことについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第4号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式26の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協 (規則第231条第1項第2号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針 (平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式26の2

解散(又は業務の全部を廃止)	
する子会社の商号又は名称	
所在地	
資本金	
株主構成	
役員の役職名及び氏名	
従業員数	
業務の内容	
解散(又は業務の全部を廃止)	
する理由	
解散(又は業務	年 月 日()
全部廃止) 予定日	т л µ ()

別紙様式27 (法第97条第12号、規則第231条第1項第10号関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

他の会社の基準議決権数を超える議決権の取得(又は保有)届出書

○○の基準議決権数を超える議決権を取得(又は保有)したので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第10号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式27の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協(規則第231条第1項第7号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

商号又は名称					
本店又は主たる					
営業所の所在地					
業務の内容					
会社の状況	売上高:	総	資 産:		
(直近の決算期より)	経常損益:	資	本 金:		
(注1)	当期損益:				
		届出事由発	届出事由発	増減	
		生前①	生後②	(2-1)	
	総株主等の議決権	/III	/ =	/ 1∓1	
総株主等の議決権・保有	(注2,6)	個	個	個	
する議決権の数の状況	保有議決権数	個	個	個	
	(注2, 3, 4)	IIII	IIII	IIII	
	保有議決権割合	%	%	%	
	(注3)	/0	/0	/0	
 議決権取得(又は保有)					
の理由 (注5)					
*/*TH (ITO)	(根拠条文:農業協同組合法施行規則第73条第() 号)				
取得(又は保有)した日		年 月 日	() (注6)	

(注)

1 「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入すること(本欄の項目に必ずしもこだわらない。)

2 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「株主総会等の招集通知の受領時(以下「判明時」という。)に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等の招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。(この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注4において同じ。)

3 「保有議決権数」及び「保有議決権割合」について

届出者とその子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、小数点第3位以下を四捨五入し、保有状況についてそれぞれ様式に従い記入すること。

4 保有議決権数の算定方法

判明時に保有する当該会社の議決権数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には所有する「株式等の数」等を「議決権の数」とみなして差し支えない。

5 「議決権の取得(又は保有)の理由」欄の記載にあっては、農業協同組合法施行規 則第73条(又は63条)(以下「規則」という。)第6号から第8号までの事由によ る場合は「総株主の議決権の数の減少」として一括記載することで差し支えない。

6 届出期限等

	E 11#078	+1 6年 口 14 4	公井子笠の港冲佐
届出(超過)要因	届出期限	起算日注1	総株主等の議決権 注 7
規則第1号	実行日を含む月の翌	実行日	基準日(注2)時点の議決権数(以下
	月末営業日		「基準日議決権数」という。)
規則第2号	受領日を含む月の翌	受領日	基準日議決権数
	月末営業日		
規則第3号	取得日を含む月の翌	取得日	基準日議決権数+取得に係る議決
	月末営業日		権数
規則第4号	株主総会決議日を含	取得日	基準日議決権数+当該議決に係る
	む月の翌月末営業日		議決権総数
規則第5号	転換日を含む月の翌	転換日	基準日議決権数+当該転換に係る
	月末営業日		議決権総数
規則第6号、第	定時総会の開催日を	届出日	基準日議決権数
7号及び第8号	含む月の翌々月末営		
の一部(以下の	業日		
場合を除く)注3			
規則第8号の一	注 5	届出日	基準日議決権数注6
部(金庫株取得			
の場合)注4			
規則第8号の一	株主総会の開催日を	届出日	基準日議決権数+総会決議に係る
部(合併·営業譲	含む月の翌月末営業		議決権数
渡等の株会の議	日		
決に係る自己株			
式の取得の場			
合、金庫株を除			
⟨∘)			
規則第9号	届出(超過)要因に基	甚づき、第]	1号から第8号までに準じて個別に
	判断すること。		

注1:基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

注2:会社法第124条に規定する「一定の日」をいう。

注3:相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定しうるが、その場合は、本要因に含めて取り扱って差し支えない。

注4:会社法第155条に規定する場合に取得する自己株式をいう。

注5:① 会社法第155条の規定に基づき自己株式の取得を決議した株主総会(又は 取締役会)の開催日を含む月の翌月末営業日

② 自己株式の取得を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日(非上場等で自己株式の取得について開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月

末営業日)のいずれか選択した方法で届け出るものとする(選択方法が各銘柄 毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知っ た時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。)。

注6:注5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数に その後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

注7:「総株主の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由 による方法による直近時の議決権数に調整したものを用いるものとする。 別紙様式30(法第97条第12号、規則第231条第1項第11号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

基準議決権数を超えて保有する国内の会社の議決権のうち、基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった届出書

○○の議決権の基準議決権数を超えて保有する部分の議決権を保有しなくなったので、 農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第11号 の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式30の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協(規則第231条第1項第8号) にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督 指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水 産省経営局長通知) に定める類似の様式を参照するものとする。

別紙様式30の2

商号又は名称				
本店又は主たる				
営業所の所在地				
業務の内容				
		届出事由	届出事由	増減
		発生前①	発生後②	(2-1)
総株主等の議決権・保有	総株主等の議決権	個	個	個
する議決権の数の状況	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
基準議決権数を超える部				
分の議決権を保有しなく				
なった理由				
基準議決権数を超える部				
分の議決権を保有しなく	年	三月 日	()	
なった日				

⁽注) 別紙様式27の2(注)の記載要領に準じて記載すること。

別紙様式31(法第97条第12号、規則第231条第1項第5号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

○○を特殊関係者として新たに有することになったため、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第5号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式31の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金 監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類 似の様式を参照するものとする。

別紙様式31の2

商号又は名称			
本店又は主たる			
営業所の所在地			
業務の内容			
 会社の状況	売 上 高	:	総資産:
(直近の決算期より)	経常損益	:	資本金:
(但近の仏界朔より)	当期損益	:	
役員の役職名及び氏名			
(注)			
役員及び従業員の数			
保有議決権数			個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者となる理由			
	A社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
主要株主等の構成	B社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
	C社	個	(総株主の議決権に対する割合 %)
実行予定日			年 月 日()

⁽注) 当該農業協同組合連合会出身役員の場合には、その旨を記載すること。

別紙様式32(法第97条第12号、規則第231条第1項第6号関係)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所 共済連名 代表理事 氏名

特殊関係者でなくなった届出書

○○が特殊関係者でなくなったので、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第6号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式32の2
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
- (注) 農協にあっては、系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金 監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知)に定める類 似の様式を参照するものとする。

別紙様式32の2

商号又は名称	
本店又は主たる営業所の所在地	
業務の内容	
保有議決権数	個(総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者でなくなった理由	
特殊関係者でなくなった日	年 月 日()

別紙様式33-2(法第97条第12号、規則第231条第1項第9号関係)

番 号 日

都道府県知事 殿

住 所農協名代表理事氏名

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社(又は特殊関係者)の 業務を変更する場合の届出書

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社(又は特殊関係者)である○○○の業務を変更することとなったため、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第9号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名称		
主たる営業所の住所		
変更前の業務内容		
変更後の業務内容		
変更理由		
	(売上高)	(総資産)
会社の状況	(経常損益)	(資本金)
	(当期損益)	
取締役及び監査役の役		
職及び氏名 (注)		
役員及び従業員の数		
保有株式		株(議決権に対する割合 %)
	0000	(議決権に対する割合 %)
主要株主等の構成	0000	(議決権に対する割合 %)
	0000	(議決権に対する割合 %)
変更予定日		年 月 日()

(注) 当該農業協同組合出身役員の場合には、その旨記載のこと。

別紙様式34(法第97条第12号、規則第231条第1項第14号関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

異常危険準備金の不積立て等の届出書

農林水産大臣が定める積立てに関する基準によらない異常危険準備金の積立て(又は異常危険準備金の取崩し)をすることについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第14号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 理由書
- 2 別紙様式34の2
- 3 農業協同組合法施行規則第231条第4項に掲げる書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

共済種類

(単位:百万円)

			()
区分	異常危険準備金I	異常危険準備金Ⅱ	合 計
年度始積立額			
当年度積立額			
当年度取崩額			
年度末積立額			

(単位:百万円)

区分	異常危険準備金I	異常危険準備金Ⅱ
	普通死亡リスク	
	災害死亡リスク	予定利率リスク相当額
1主	生存保障リスク	Ø10%
積	災害入院リスク	
<u> </u>	疾病入院リスク	
1/.	火災リスク、自動車リスク、傷	
基	害リスク、地震災害リスク及び	
巫	風水害リスク	責任準備金の0.1%
進		
	その他のリスク	
額	(生命)	
HA.	その他のリスク	
	(損害)	
	普通死亡リスク	
積	災害死亡リスク 生存保障リスク	予定利率リスク相当額
付	災害入院リスク	
1	疾病入院リスク	
限	火災リスク、自動車リスク、傷	
122	害リスク	責任準備金の3%
度	その他のリスク	<u> </u>
	(生命)	
額	その他のリスク	
	(損害)	
取	危険差損の額	利差損の額
崩	税負担の額	契約者割戻準備金の積
基	契約者割戻準備金の積立額	立額
準		

別紙様式35(法第97条第12号、規則第231条第1項第15号関係)

番号日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書

劣後特約付金銭消費貸借による借入れをいたしたく、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第15号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

			-											
調達(変 更	₹) ₹	里 由											
調達(変更)予定日 年月日()														
調達総額	(円)	貨換算	額)		(百万円)									
調	達		先											
調達		期	間	年	月	日	\sim	年	月	日	(年	か月))
調達		金	利						%					
				調達直前期調達		実行	 方期		調	達実行	_了 翌期			
支払余力	力比	率の	推移	(/ 期)		(/ 期)			(/期)					
			%				%	%			%			
本件受力	後			劣後特約付債務			永久劣後		 特約付	債務				
の残高		通貨	別	円貨建		外貨()建		貨()建 円貨建		ŧ	外負	貨()建		
		残	高											

添付書類

その他参考となるべき事項を記載した書類

(注)

- 1 調達金利は、変動(連動)又は固定の別についても記載すること。
- 2 「本件受入後の残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨 を明示し、通貨毎に記載すること。

別紙様式36(法第97条第12号、規則第231条第1項第16号関係)

番 号 年 月 日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

劣後特約付金銭消費貸借の期限前弁済届出書

劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済いたしたく、農業協同組合 法第97条第12号及び農業協同組合法施行規則第231条第1項第16号の規定に 基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

期限前弁済理由	
期限前弁済予定日	年 月 日(弁済期限までの残存期間 年 か月)
	調 達 総 額 円貨換算額 (百万円)
期限前弁済を行う	調達先
債務の概要	調達期間 年月日~年月日(年か月)
	調達金利 年 %
	調達予定日 年 月 日
借換え等を行う場合の	調 達 総 額 円貨換算額 (百万円)
債務の概要	調達先
	調達期間 年月日~年月日(年か月)
	調達金利 年 %
支払余力比率	返済直前期 返済実行期 返済実行翌期
の推移	(/期) (/期) (/期)
	% % %

- 1 当該債務の「劣後特約付金銭消費貸借による借入れ届出書」の写し
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式37 (法第97条第1号、規則第226条関係)

番 号 年月日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済代理店設置届出書

共済代理店を設置しますので、農業協同組合法第97条第1号の規定に基づき、お届けいたします。

- 1 別紙様式37の2
- 2 委託契約書案

別紙様式37の2

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名 (法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
設置理由	
設置予定日	年月日()
主たる業務の内容	

別紙様式38 (法第97条第1号、規則第226条関係)

番 号 年月日

農林水産大臣 殿都道府県知事 殿

住 所組合名代表理事氏名

共済代理店廃止届出書

共済代理店を廃止しますので、農業協同組合法第97条第1号の規定により、お届けいたします。

添付書類

別紙様式38の2

別紙様式38の2

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名 (法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日()

別紙様式39 (規則第232条関係)

番 号 年月日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

○○年度決算速報

○○年度決算速報について、農業協同組合法施行規則第232条第3項の規定に基づき、 提出します。

添付書類

別紙様式39の2

年度決算速報

全国共済農業協同組合連合会

- 1.比較貸借対照表
- 2.比較損益計算書
- 3.剰余金処分案(又は損失金処理案)
- 4.契約高の状況
- 5. 運用資産残高表
- 6. 運用利回り状況表
- 7.財産運用収益明細表
- 8.財産運用費用明細表
- 9. 貸付業種別残高表
- 10. 有価証券等の状況
- 11. 運用不動産用途別状況表
- 12. 共済契約準備金明細表
- 13. 責任準備金計算書
- 14. 共済掛金積立金明細表
- 15. 未経過危険共済掛金計算書
- 16. 異常危険準備金積立計算書
- 17. I.B.N.R.備金計算書
- 18. 未収共済掛金の計上明細表
- 19. 割戾所要額計算書
- 20. 契約者割戻準備金積立限度額計算書
- 21. 契約者割戻準備金受払明細表
- 22. 利源分析表
- 23. 価格変動準備金積立計算書
- 24. 総額限度のある運用対象一覧表
- 25. 同一人に対する運用財産状況表
- 26. リスク管理債権の状況
- 27. 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率(支払余力比率)
- 28. 経営効率表

1. 比較貸借対照表

(単位:百万円、%)

		· 資	産		(十四・日	万円、%)	
	当年度		前年度	末 対前组		年増減	
科 目		構成比	刊十/文/	構成比	金額	比率	
(資産の部)		作がたい		一番ルスレム	亚帜	九平	
現金							
預金							
系統預金							
系統外預金							
コールローン							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
金銭の信託							
金銭債権							
有価証券							
国債							
地方債							
金融債							
政府保証債							
短期社債							
社債							
外国証券							
株式							
その他の有価証券							
貸付金							
共済契約貸付							
一般貸付							
その他の貸付							
運用不動産							
有形固定資産							
無形固定資産							
業務外資産							
未収共済掛金							
未収再保険勘定							
共済資金							
その他資産							
金融派生商品							
金融商品等差入担保金							
前払費用							
未収収益							
その他の資産							
業務用固定資産							
有形固定資産							
無形固定資産							
外部出資							
系統出資							
系統外出資							
子会社等出資 子会社等出資							
十云社寺山貞 操延資産							
繰延税金資産							
貸倒引当金	Δ		Δ				
外部出資等損失引当金 資産の部合計	Δ		Δ				
貝性ツ市市司	I		I	I			

	負	債及ひ	資 本			
科目	当年度			前年度末		
	. ,	構成比		構成比	金額	比率
(負債の部)						
共済契約準備金						
支払備金						
責任準備金						
契約者割戻準備金						
未払再保険勘定						
代理店勘定						
共済資金						
その他負債						
売現先勘定						
債券貸借取引受入担保金						
借入金						
未払法人税等						
金融派生商品						
金融商品等受入担保金						
前受収益						
未払費用						
その他の負債						
諸引当金						
賞与引当金						
退職給付引当金						
価格変動準備金						
繰延税金負債						
負債の部合計						
(純 資 産 の 部)						
出資金						
回転出資金						
資本準備金						
利益剰余金						
利益準備金						
その他利益剰余金						
○○積立金						
当期未処分剰余金 (又は当期未処理損失金)						
(うち当期剰余金(又は当期損失金))						
会員資本合計						
その他有価証券評価差額金						
繰延ヘッジ損益						
評価・換算差額等合計						
純資産の部合計						
負債及び純資産の部合計						

2. 比較損益計算書

(単位:百万円、%)

科目	科 当年度		前年度 対前年均			
11 H	コー反	百分比	的干及	百分比	金額	比率
経常収益		177		177	业报	アロー
直接事業収益						
受入共済掛金						
再保険金						
再保険払戻金						
その他の直接事業収益						
共済契約準備金戻入額						
支払備金戻入額						
責任準備金戻入額						
契約者割戻準備金戻入額						
財産運用収益						
利息及び配当金収入						
買現先利息						
預金利息						
有価証券利息配当金						
貸付金利息	1					
不動産賃貸料	1					
その他の利息及び配当金						
金銭の信託運用益	1					
金銭債権収益						
	ĺ					
有価証券売却益						
有価証券評価益						
有価証券償還益						
金融派生商品収益						
その他の運用収益						
特別勘定資産運用益						
その他経常収益						
受取出資配当金						
受取特別配当金						
その他の経常収益						
経常費用						
直接事業費用						
支払払戻金						
支払返戻金						
支払共済金						
支払割戻金						
再保険料						
その他の直接事業費用	1					
共済契約準備金繰入額						
支払備金繰入額	ĺ					
	1					
責任準備金繰入額						
割戻金据置利息繰入額	ĺ					
財産運用費用	1					
金銭の信託運用費						
金銭債権運用費	1					
有価証券売却損	1					
有価証券評価損						
有価証券償還損	1					
金融派生商品費用						
	1					
貸付事務費	1					
貸倒損失	1					
不動産管理費						
不動産償却費	1					
その他の運用費用	1					
特別勘定資産運用損						
貸倒引当金繰入額	1					
価格変動準備金繰入額	1					
	I	ı	1	ı	ı	

事業普及費			
事業管理費			
人件費			
業務費			
諸税負担金			
施設費			
推費			
その他経常費用			
寄付金			
交通事故対策事業費			
その他の経常費用			
経常利益(又は経常損失)			
特別利益			
固定資産処分益			
異常危険準備金取崩額			
価格変動準備金取崩額			
その他の特別利益			
特別損失			
固定資産処分損			
減損損失			
その他の特別損失			
税引前当期剰余(又は税引前当期損失)			
法人税・住民税及び事業税			
国際最低課税額に対する法人税等			
法人税等調整額			
契約者割戻準備金繰入額			
当期剰余金(又は当期損失金)			
前期繰越剰余金(又は前期繰越損失金)			
○○積立金取崩額			
当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)			

3. 剰余金処分案(又は損失金処理案)

(1) 剰余金処分案 (単位:百万円)

	当年度	前年度	対前年増減
当期未処分剰余金			
任意積立金取崩額			
剰余金処分額			
利益準備金			
任意積立金			
うち○○積立金			
出資配当金			
普通出資に対する配当金			
後配出資に対する配当金			
事業分量配当金			
次期繰越剰余金			

(2) 損失金処理案			(単位:百万円)
	当年度	前年度	対前年増減
当期未処理損失金			
損失金処理額			
任意積立金取崩額			
○○積立金取崩額			
利益準備金取崩額			
資本準備金取崩額			
回転出資金取崩額			
次期繰越損失金			

4. 契約高の状況 (1)長期共済

(単位:件、百万円)

																							(半世. 什、	D /2 1/
													当	4	F	度									
		前年	# 士							契約 0	つ 増 加]						契	約	の 減	少				
共済種類	類	刊十	及不	期	末	純増	(減)	新契	!約高	転換	充当	復活2	その他	共済期	済金支払 ³ 間満了	事由発生契 事故消	約 滅契約	転換に。	よる減少	解	:除	失	効	その)他
	,	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(2)長期共済(特約)

(単位・件、百万円)

					117		十 <u>元・11、</u>	H /7 1/
	前任	度末			→	F 度		
特約の種類	HIJ T	汉水	新契	約高	期	末	純増	(減)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1								

(3) 短期共済

(単位:件、共済金額:百万円、元受共済掛金:千円)

							4.11.75		1/2 1	~ / / / / /	. 1 1/
	前在	度末				当	年	度			
共済種類	刊十	·及不		新契約高		前年度新	新契約高	純増	(減)	期末保存	有契約高
六月俚與	件数	共済金額	件数	共済金額	元受共済 掛金	件数	元受共済 掛金	件数	元受共済 掛金	件数	共済金額

(4)建物短期再共済

(単位:件、再共済金額:百万円、受入再共済掛金:千円)

前年度	r±			当	年	度		
刊午及			契約高		期末保存	11 2 (4.2 14)	純増	(減)
件数	再共済金 額	件数	再共済金 額	受入再共 済掛金	件数	再共済金 額	件数	再共済金 額

5. 運用資産残高表

項目	前年度末残高	当年度末残高		: 百万円、%)
運用方法	構成比	構成比	構成比	- 増減率
現金・預貯金	,,,,			
コールローン				
金銭の信託				
金銭債権				
運 有価証券				
公社債				
国債				
地方債				
金融債				
政府保証債				
短期社債				
用 社債				
株式				
外国証券				
外債				
外国株式				
その他				
その他の有価証券				
資貸付信託受益証券				
投資信託				
貸付金				
共済契約貸付				
一般貸付				
国内法人貸付				
外国法人貸付				
産 その他の貸付				
農村還元等貸付				
公共団体貸付				
外国政府等貸付				
運用不動産				
合 計				
うち外貨建資産				

[※]総資産に対する運用資産合計額の比率を注記すること。

6. 運用利回り状況表

(単位:百万円、%)

		E		と た イルウ コー・ハーコ	714 A 11-11 =	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			単位:日 月	
	項目	年間平均残高(A)	運用益(B)	うち利息及び配		運用費(C)	正味運用益(D)=			
ĭ	重用方法	構成	比		利回り			構成比	当年度	前年度
	現金・預貯金									
	コールローン									
	金銭の信託									
	金銭債権									
	有価証券									
運	公社債									
	国債									
	地方債									
	金融債									
I	政府保証債									
	短期社債									
	社債									
用	株式									
	外国証券									
	外債									
	外国株式									
	その他									
	その他の有価証券									
	貸付信託受益証券									
資										
,	貸付金									
	共済契約貸付									
I	一般貸付									
I	国内法人貸付									
1	外国法人貸付									
産										
I	農村還元等貸付									
I	公共団体貸付									
I	外国政府等貸付									
I	運用不動産									
Н	合 計									
	うち外貨建資産									
Ь	/ // K/L		<u> </u>	<u> </u>				ı		

※年間平均残高(A)欄の総資産に対する運用資産合計額の比率を注記すること。

7. 財産運用収益明細表

												(単位:百)	
	_	項目	利息及び配当金 収入	有価証券売却益	有価証券評価益	有価証券償還益	為替差益	金融派生	その他	合	計	前年度運用	
	月方法		収入					商品収益			構成比	合 計	構成比
	現金	・預貯金											
		レローン											
	金銭0	の信託											
	金銭債	責権											
	有価記												
運		· 社債											
~		国債											
		地方債											+
		金融債											+
		政府保証債											+
		短期社債											
		社債											+
用	材	k式											+
711		NSC											+
		外債											+
		外国株式											+
		その他											+
	7	その他 との他の有価証券											+
	7	貸付信託受益証券											+
75 7.		貝刊信託文 <u>金</u> 証芬											+
資	421.	投資信託											
	貸付金												
		共済契約貸付											_
		一般貸付											
		国内法人貸付											
		外国法人貸付											
産	そ	の他の貸付											
		農村還元等貸付											
		公共団体貸付											
		外国政府等貸付											
	運用フ	下動産											
	合												
	うちを	小 貨建資産											

8. 財産運用費用明細表

29	工 用力	zýt:	頁目	有価証券	有価証券	有価証券	為替差損	金融派生	貸倒損失	不動産管理費	貸倒引当金	その他	合 割		前年度運	用費
갼				売却損	評価損	償還損		商品費用		• 償却費	繰入額			構成比	合 計	構成比
	規分	金・預貯金														
		ールローン														
	金鱼	銭の信託														
	金鱼	线債権 														
	有1	西証券														
運		公社債														
		国債														
		地方債														
		金融債														
		政府保証債														
		短期社債														
	_	社債														
用	_	株式														
		外国証券														
		外債														
		外国株式														
	_	その他														
		その他の有価証券	È .													
		貸付信託受益	証券													
資		投資信託														
	貸付	寸金														
		共済契約貸付														
		一般貸付														
		国内法人貸付														
		外国法人貸付														
産		その他の貸付														
		農村還元等貸	付													
		公共団体貸付														
		外国政府等貸	付													
	運用	用不動産														
		合 計														
	うち	外貨建資産														

9. 貸付業種別残高表

		前年度末			当年度末			· · ·	1 / 3 1 (/ 0 /
業種	先数	貸付残高		先数	貸付残高		増減額		増減率
			構成比			構成比		構成比	
水産・農林業									
鉱業									
建設業									
製造業									
電気・ガス業									
運輸・情報通信業									
商業									
金融・保険業									
(うち劣後ローン)									
銀行業									
証券、商品先物取引業									
保険業									
リース業									
信販・クレジット業									
その他金融業									
不動産業									
サービス業									
その他									
国内法人貸付計									

10. 有価証券等の状況

- (1) 有価証券の時価情報
- ① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

	当 年	度 末	前 年	度 末
区 分	貸借対照表計上額	当期の損益に含ま れた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含ま れた評価損益
売買目的有価証券				

② 有価証券の時価情報 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

_											(単位.	白万円)
				当	年 度	末			前	年 度	末	
	区	分	帳簿価額	時価	差	損益		帳簿価額	時価		差損益	
			吹得叫帜	н-Д.IШ		うち差益	うち差損	軟得叫帜	н-Д-ШШ		うち差益	うち差損
	責任準備会	论対応債券										
	満期保有目	目的の債券										
	子会社・関	関連会社株式										
	その他有値	西証券										
	公社債											
	株式											
	外国証	券										
	その他の	の有価証券										
	譲渡性	預金証書等										
	合計											
	公社債											
	株式											
	外国証券											
	その他の有	有価証券										
	譲渡性預金	企 証書等										

③ 市場価格のない有価証券

(単位:百万円)

区 分	当年度末	前年度末
	帳簿価額	帳簿価額
責任準備金対応債券		
満期保有目的の債券		
子会社・関連会社株式		
その他有価証券		
合 計		

⁽注) 有価証券のほか、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの金銭債権を含みます。

(2) 金銭の信託の時価情報

① 金銭の信託

(単位:百万円)

ſ		区		分		当年度末			前年度末			
						貸借対照表計上額 時価額 差損益			貸借対照表計上額	時価額	差損益	
I	金	銭	の	信	託							

② 売買目的有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

	当 年	度 末	前 年	度 末
区 分	貸借対照表計上額	当期の損益に含ま れた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含ま れた評価損益
売買目的有価証券				

③ 責任準備金対応債券・満期保有目的の債券・その他有価証券の金銭の信託

(単位:百万円)

						(- 11/2 1/
			当年度末		前年度末		
区 5	मे	帳簿価額	時価	差損益	帳簿価額	時価	差損益
責任準備金対応	に債券						
満期保有目的の	り債券						
その他有価証券							

11. 運用不動産用途別状況表

(単位:百万円、件)

	項目			土 地				減価償却資産無形固定資産						当年度末残高					
`		前年度末	当年度	増減額	当年原	度末残高	前年度末		当年度増減	 拔額	当年周	度末残高	前年度末		当年度増減	 拔額	当年周	度末残高	合計額
用:	途 \	残高	増加	減少	件数	金額(A)	残高	増加	減少	(うち減価 償却費)	件数	金額(B)	残高	増加	減少	(うち減価 償却費)	件数	金額(C)	(A) + (B) + (C)
合	計																		

12. 共済契約準備金明細表

共済 種 短 会 共済 群 金 積 立 金 未経過信険事金 大野通告 大野通告を 大野通告 大野通告を 大野和中リスクに備える 大野和中リスクに備える 大野和中リスクに備える 大野和中リスクに備える 大野和野連伸縮金 小 計 本 衛 立 金 瀬 査 金 一方 加 積 立 金 金 女 前 類 衛 金 近週末人 大野町公民金 海町公民金 大野町公民金 海町公民金 大野町公民金 海町公民金 大野町公民金 海町公民金 本 放 通 知 備 金 この他 1、B、N、R、備金 計 合 計				1	i .	ı	(単位:円)
未経過作用字金 未経過危険排金 未経過危険排金 未経過危険排金 上			共 済 種 類				合計
本経過的映掛金 未経過的映掛金 未経過的映掛金 上		共	済掛金積立金				
大経過危険財金 大経過危険財金 大経過危険財金 小 計		未	未経過付加掛金				
(古) 古 本経過的納・一括私爵金 (中) 全 (中) 日 (日) 日 共成リスクに備える (日) 日 予定利率リスクに備える (日) 日 予定利率リスクに備える (日) 日 (日) 日 (日) 日 (日) 日		過	未経過危険掛金				
責任 共済リスクに備える 理 共済リスクに備える 理 発展を設す機会 備金 中 知 強 立 金 調整準備金 中 知 額 立 金 運用 益 積 立 金 財産型大区 支払備金 基準 故 通 知 備 金 1. B. N. R. 備金		済	未経過前納·一括払掛金				
任 年	青	金	小 計				
連備金 ・		常	共済リスクに備える 異常危険準備金				
備金 小 計 義務積立金 調整準備金 付加積立金 運用益積立金 計 契約者割戻準備金 提置基本 提置基本 提置基本 提置表示 基準	準	危険	予定利率リスクに備える 異常危険準備金				
義務 積 立 金 調整 準備金 付加積立金 運用 益積立金 計 契約 者割 戻準備金 経理未払 据置払戻金 据置払戻金 提置共済金・分割払年金 その他 小計 事故通知備金 1. B. N. R. 備金 計		備					
付加積立金 運用益積立金 計 契約者割戻準備金 経理未払 据置大区金 提置返戻金 据置共済金・分割払年金 その他 小計 事放通知備金 I. B. N. R. 備金 計	金	義	養務積 立金				
運用益積立金 財 契約者割戻準備金 経理未払 据置払戻金 据置支充 据置支充 据置共済金・分割払年金 その他 小計 事故通知備金 I. B. N. R. 備金 計		語	水 準 備 金				
計 契約者別戻準備金 支払 備金 据置払戻金 据置支充金 据置共済金・分割払年金 その他 小計 事故通知備金 I. B. N. R. 備金 計		付 加 積 立 金					
契約者割戻準備金 支払備金 大支払備金 大支払備金 基礎以同金 大公備金 本の他 本の他 事故通知備金 I.B.N.R.備金 計		運	用 益 積 立 金				
経理未払 接置払戻金 接置返戻金 接置歩済金・分割払年金 その他 小 計 事 故 通 知 備 金 I. B. N. R. 備金 計		計					
据置払戻金	萝	契 約	者 割 戻 準 備 金				
通常支払 据置返戻金 据置共済金・分割払年金 その他 小 計 事 故 通 知 備 金 I. B. N. R. 備金 計			経理未払				
接		\ Z	据置払戻金				
が 指直天済金・分割払年金 その他 小 計 事 故 通 知 備 金 I. B. N. R. 備金 計		増常支	据置返戻金				
(備) その他 小計 事 故 通 知 備 金 I. B. N. R. 備金計 計		備	据置共済金・分割払年金				
金 小計 事故通知備金 I. B. N. R. 備金 計		金	その他				
事 故 通 知 備 金 I. B. N. R. 備金 計			小 計				
計			事 故 通 知 備 金				
			I. B. N. R. 備金				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			計				
		-	合 計				

13. 責任準備金計算書

			T	(単位・円)
	共済種類			合計
	純共済掛金式積立金			
年度末有効	積立水準の充分性の検証 結果による積立必要額			
契約に係る 責任準備金	未経過付加掛金			
の全額	未経過危険掛金			
,,,	未経過前納掛金			
	未経過一括払掛金			
4-1-4-31	積立掛金			
未収未計上に 対応する責任	未経過付加掛金			
準備金相当額	未経過危険掛金			
一門並用二跃	未経過一括払掛金			
失効に係る未総	圣過危険掛金相当額			
収支残高法に。	よる未経過危険掛金調整額			
	純共済掛金式積立金			
東	積立水準の充分性の検証 結果による積立必要額			
事業年度末 責任準備金	未経過付加掛金			
只工十川立	未経過危険掛金			
	未経過前納掛金			
	未経過一括払掛金			

14. 共済掛金積立金明細表

					(単位:円)
	共	: 済 種 類			合計
純共済	番掛金5	式による額 (A)			
		充分性の検証結果 必要額 (B)			
126	V-15- X-13	L ~ HX \(\(\D\)			
合	計	(C) = (A) + (B)			
		基本計算額 (D)			
実	基本計算	前年度末累計額			
実際に積	:算額を超える部	当年度取崩額			
に積み立てる		新規繰入額			
額	分	当年度末累計額 (E)		 	
	合 言	† (F) = (D) + (E)			
償却	(A) 基準	(G)=(A)-(F) (負の場合は0)			
却不足					
額	基準	(H)=(C)-(F) (負の場合は0)			
	(A)	{1-(G)/{(A)-(D)}}			
積	基準	×100			
立率	(C)	{1-(H)/{(C)-(D)}}			
	基準	×100			

15. 未経過危険共済掛金計算書

						(十匹・11)
		共済種類				
未経	過法に	よる額				
		受入共済掛金				
	収入	再保険金				
		再保険払戻金				
収支		支払払戻金				
収支残高法		支払共済金				
局法	支出	支払備金繰入	払戻金			
			共済金			
		再保険料				
	収 支 残 高					
未経	過危険	共済掛金				
収支	収支残高法による未経過危険掛金調整額					

16. 異常危険準備金積立計算書

(1)異常	常危険準備金の積立明細			(単位:円)
		共 済 種 類			
		積立基準額			
		積立限度額			
		n 前年度繰越額			
	計	異常を発送損のてん補に充てる取崩額			
	算	危 その他の取崩基準による取崩額			
	の	険 当年度新規積立額			
H	基礎	準 取崩基準によらない取崩額			
英	傩	備金(うち特別利益計上額)			
異常危険		当年度末積立額			
険		新規積立額の検証			
準備		当年度末積立額の検証			
金		受入危険共済掛金			
I		再保険料			
(共		再保険払戻金			
済	危	要支払払戻金			
IJ	険 差	収入危険共済掛金 ①			
ス	損の発生の検	未経過危険共済掛金戻入 ②			
2		未経過危険共済掛金繰入 ③			
		$(1+2) -3 = \alpha 1$			
		支払共済金 ④			
		再保険金 ⑤			
	討	前年度備金計上の共済金 ⑥			
		当年度備金計上の共済金 ⑦			
		$(4+7) - (5+6) = \beta 1$			
		判定 α1<β1となるか			
異		積立基準額			
異常危		累積限度額			
险		異 前年度繰越額			
準	計	常 利差損のてん補に充てる取崩額			
備	算	危 その他の取崩基準による取崩額			
金 Ⅱ	の 基	険 当年度新規積立額			
	礎	準 取崩基準によらない取崩額			
予	.,,_	備(うち特別利益計上額)			
, 定 利		金 当年度末積立額			
率		新規積立額の検証			
IJ		当年度末積立額の検証			
ス		正味運用益 = α2			
2		予定利息 = β 2			
	の検討	判定 α2<β2となるか			

(2) 異常危険準備金 I (共済リスク) の積立基準額・積立限度額の計算(生命) (単位:円)

	/ 共市心族中間並1 (共併ナハナ) ジ棋立座中観 1	T (321/147)	1	(単位・口)
	共済種類			
	死亡共済金額 ①			
計	危険共済金額 ②			
算	災害等死亡共済金額 ③			
\mathcal{O}	年金共済掛金積立金額 ④			
基	災害入院共済金日額 ⑤			
礎	疾病入院共済金日額 ⑥			
	その他保障の収入危険共済掛金			
積	(普通死亡リスク) ②*0.06/1000(団体定期は ①*0.06/1000)			
<u> </u>	(災害死亡リスク) ③*0.006/1000			
基	(生存保障リスク) ④*1.0/1000			
準	(災害入院リスク) ⑤*16/1000 (団体定期は ⑤*0.7/1000)			
額	(疾病入院リスク) ⑥*40/1000 (団体定期は ⑥*3.7/1000)			
	(その他リスク(生命))⑦*34/1000(定額定期は、①*0.1/1000)			
	合 計			
積	(普通死亡リスク) ②*0.06/100(団体定期は ①*0.06/100)			
<u> </u>	(災害死亡リスク) ③*0.006/100			
限	(生存保障リスク) ④*1.0/100			
度	(災害入院リスク) ⑤*16/100 (団体定期は ⑤*0.7/100)			
額	(疾病入院リスク) ⑥*40/100 (団体定期は ⑥*3.7/100)			
	(その他リスク(生命))⑦*34/100(定額定期は、①*0.1/100)			
	合 計			

(3) 異常危険準備金 I (共済リスク) の積立基準額・積立限度額の計算(指害) (単位:円)

		(// // / / / /	K-KANA H	7F \10\ H /	(十1年11)
	共済種類				
計	受入危険共済掛金				
算	要支払支払払戻金				
の	再保険料				
基	再保険払戻金				
礎	収入危険共済掛金				
積立	基準額				
積立	限度額				

⁽注) 租税特別措置法第57条の5第1項に規定する異常危険準備金として、事業年度の所得の計算上損金の額に算入する ことができる限度額がある場合は、当該算入限度額の計算書を追加して作成すること。

(4) 異常危険準備金Ⅱ (予定利率リスク) の積立基準額・積立限度額の計算

		共 済 種 類			(中心:11)
計 第 の	共済掛金積立金	合 計			
	未経過前納金				
積立基準額		合 計			
積立限度額		h 合 計			

⁽注) 1.積立基準額及び累積限度額は、予定利率別に細分して計算すること。 2.未経過前納共済掛金は、組合分を除いて計算すること。

17. I.B.N.R.備金計算書 (1)生命共済

					(単位:円)
決算 年度	事故発生年度	共済種類			
		支払共済金 (1)			
Т	T年度以前	普通支払備金 (2)			
年		計 (3)=(1)+(2)			
度		支払共済金 (4)			
決	(T-1年度以前)	普通支払備金 (5)			
算		計 (6)=(4)+(5)			
		支払共済金 (7)			
T - 1	T-1年度以前	普通支払備金 (8)			
年		計 (9)=(7)+(8)			
度		支払共済金 (10)			
決	(T-2年度以前)	普通支払備金 (11)			
算		計 (12)=(10)+(11)			
		支払共済金 (13)			
T - 2	T-2年度以前	普通支払備金 (14)			
年		計 (15)=(13)+(14)			
度		支払共済金 (16)			
決	(T-3年度以前)	普通支払備金 (17)			
算		計 (18)=(16)+(17)			
	T-3年度以前	支払共済金 (19)			
T - 3		普通支払備金 (20)			
年		計 (21)=(19)+(20)			
度	(T-4年度以前)	支払共済金 (22)			
決		普通支払備金 (23)			
算		計 (24)=(22)+(23)			
欠》	央算年度に把握した	(25) = (6) - (8)			
171	たが 積立不足額	(26) = (12) - (14)			
	IX-A I ACIA	(27) = (18) - (20)			
		(28)=(3)/(9)			
直近3	カ年の発生損害増加率	(29) = (3) / (15)			
		(30) = (3) / (21)			
		$(31) = (25) \times (28)$			
	B. N. R. 備金	$(32) = (26) \times (29)$			
	Γ年度末要積立額	$(33) = (27) \times (30)$			
		(34) = ((31) + (32) + (33))/3			
	Γ年度決算計上額	(35)			
	計上率	$(35)/(34) \times 100$			

(2)長期損害共済

						(単位:円)
決算 年度	事故発生日	共済種類				
		支払共済金 (1)				
T	T年度応当日の前日以前	普通支払備金 (2)				
年		計 (3)=(1)+(2)				
度		支払共済金 (4)				
決	(T-1年度応当日の前日以前)	普通支払備金 (5)				
算		計 (6)=(4)+(5)				
		支払共済金 (7)				
T - 1	T-1年度応当日の前日以前	普通支払備金 (8)				
年		計 (9)=(7)+(8)				
度		支払共済金 (10)				
決	(T-2年度応当日の前日以前)	普通支払備金 (11)				
算	(1 3 / 2/2/2 4 / 3/3 / 5/13/3	計 (12)=(10)+(11)				
		支払共済金 (13)				
T - 2	T-2年度応当日の前日以前	普通支払備金 (14)				
年		計 (15)=(13)+(14)				
度	(T-3年度応当日の前日以前)	支払共済金 (16)				
決		普通支払備金 (17)				
算		計 (18)=(16)+(17)				
	T-3年度応当日の前日以前	支払共済金 (19)				
T - 3		普通支払備金 (20)				
年		計 (21)=(19)+(20)				
度		支払共済金 (22)				
決	(T-4年度応当日の前日以前)	普通支払備金 (23)				
算		計 (24)=(22)+(23)				
	A ST THE A STATE OF THE A STATE OF THE A	(25)=(6)-(8)				
	各決算年度に把握した	(26) = (12) - (14)				
	積立不足額	(27) = (18) - (20)				
		(28)=(3)/(9)				
Ī	直近3カ年の発生損害増加率	(29)=(3)/(15)				
		(30)=(3)/(21)				
		$(31) = (25) \times (28)$				
	I. B. N. R. 備金	$(32) = (26) \times (29)$				
	T年度末要積立額	$(33) = (27) \times (30)$				
		(34) = ((31) + (32) + (33)) /3				
	T年度決算計上額	(35)				
	計上率	$(35)/(34) \times 100$				
		·	•	•	•	

(3) 短期損害共済

_					(単位:円)
決算	事故発生年度	共済種類			
年度	責任開始年度				
	T年度以前	支払共済金 (1)			
Т	T-1年度以前責任開始	普通支払備金 (2)			
年	(計 (3)=(1)+(2)			
度	(T-1年度以前)	支払共済金 (4)			
決	(T-2年度以前責任開始)	普通支払備金 (5)			
算		計 (6) = (4) + (5)			
	T-1年度以前	支払共済金 (7)			
T-1	T-2年度以前責任開始	普通支払備金 (8)			
年		計 (9)=(7)+(8)			
度	(T-2年度以前)	支払共済金 (10)			
決	(T-3年度以前責任開始)	普通支払備金 (11)			
算		計 (12)=(10)+(11)			
	T-2年度以前	支払共済金 (13)			
T - 2	T-3年度以前責任開始	普通支払備金 (14)			
年		計 (15)=(13)+(14)			
度	(T-3年度以前)	支払共済金 (16)			
決	(T-4年度以前責任開始)	普通支払備金 (17)			
算		計 (18)=(16)+(17)			
	T-3年度以前	支払共済金 (19)			
T-3	T-4年度以前責任開始	普通支払備金 (20)			
年		計 (21)=(19)+(20)			
度	(T-4年度以前)	支払共済金 (22)			
決	(T-5年度以前責任開始)	普通支払備金 (23)			
算		計 (24)=(22)+(23)			
	各決算年度に把握した	(25)=(6)-(8)			
	台伏昇平及に北陸した 積立不足額	(26) = (12) - (14)			
	俱显于是被	(27) = (18) - (20)			
		(28)=(3)/(9)			
直近	13カ年の発生損害増加率	(29) = (3) / (15)			
		(30)=(3)/(21)			
		$(31) = (25) \times (28)$	 		
	I. B. N. R. 備金	$(32) = (26) \times (29)$			
	T年度末要積立額	$(33) = (27) \times (30)$			
		(34)=((31)+(32)+(33))/3			
	T年度決算計上額	(35)			
	計上率	$(35)/(34) \times 100$			

18. 未収共済掛金の計上明細表

共済種類	区 分		新 契 約			既 契 約		合 計	前年度計上額
六月性知	区 分	猶予期間経過後	猶予期間中	その他異動	猶予期間経過後	猶予期間中	その他異動	白 計	削平及訂工額
	未収額								
	計 上 額								
	計上率 (%)								
	未収額								
	計 上 額								
	計上率 (%)								
	未収額								
	計 上 額								
	計上率 (%)								
	未 収 額								
	計 上 額								
	計上率 (%)								
	未収額								
	計 上 額								
	計上率 (%)								

19. 割戻所要額計算書

(単位:%、円)

$ ightharpoonup \Lambda$	$+1 \rightarrow +$	(十年: /0、11)
区分	割戻率	翌期割戻所要額
計		
合計		
H H I		

- (注) 1. 共済種類、利源ごとに表を作成するとともに、払込方法を区分する等必要に応じて項目を細分して作成すること。
 - 2. 翌々期割戻所要額を記載する場合は、項目を追加して作成すること。

20. 契約者割戻準備金積立限度額計算書

共済種類(

)

(1) 損金容認額(据置割戻金以外) (単位:円)

	7 决业分心					(年位:11)			
項			金		額			摘 要	
目	費	差	利	差	死差(危険差)	合	計		
1								当年度計算翌期割戻所要額(継続・満期分)	
2								前年度計算翌期割戻所要額	
3								" (継続・満期分)	
4								「契約者割戻準備金受払明細表」のIの⑥欄	
(5)								当年度消滅等支払割戻金 ②一③一④	
6								当年度計算翌期割戻所要額(消滅分) ⑤×①/③	
7								前年度割戻率変更による調整額	
8								契約者割戻準備金積立限度額(継続・満期・消滅分) (当年度計算翌期割戻所要額) ①+⑥+⑦	
9								契約者割戻準備金積立限度額(経理未払分)	
10								契約者割戻準備金積立限度額(損金容認額) ⑧+⑨	

(2) 損金容認額(据置割戻金)

(単位:円)

項目	金	額	摘	要
1			契約者割戻準備金積立限度額	(損金容認額)

(3) 損金否認額 (単位:円)

, •	/ 124 22 12 121	» µд							\
項	金				額			摘	要
目	費	差	利	差	死差(危険差)	合	計		
1								契約者割戻準備金積立限度額	領(損金否認額)

(4) 合計 (単位:円)

目	金	額	摘	要
1			契約者割戻準備金積立限度額 (1) ⑩ +	(損金容認額+損金否認額) (2)①+(3)①

(注) 共済種類に応じて、適宜、項目を追加して作成すること。

21. 契約者割戻準備金受払明細表

共済種類()

	当年度始 積 立 額	支払備金戻入 額中の割戻金	支払割戻金	支払備金繰入 額中の割戻金	当年度 据置割戻金	差引残額	損金否認額 との調整額
	1	2	3	4	5	6=1-(3+4-2)+5	7
I 損 金 据置割戻金							
容認額据置費差							
割戻金 利差							
以 外 死差(危険差)							
小計							
Ⅱ 損金否認額							
Ⅲ 損金計上額							
合 計							

	調整後残額	損失補填等	契約	者割戻準備金新規	繰入額	積立限度超過	当 年 度 末
		取崩額	積立限度額	繰 入 額	損金否認額	による取崩額	積 立 額
					との調整額		I : 4 = 8 + 11 + 12 - 13
	8 = 6 + 7	9	10	11)	(12) = (10) - (11)	13	II : II = 8 + 9 + I2 - I3
I 損 金 据置割戻金							
容認額据置費差							
割戻金 利差							
以 外 死差(危険差)							
小計							
Ⅱ 損金否認額							
Ⅲ 損金計上額							
合 計							

22. 利源分析表

共済種類 ()

1. 利源別収支の状況

(単位:円)

	費差	利差	危 険 差	解 約 差	利源対象外
	経過付加掛金収入	正味財産運用損益	経過危険掛金収入	正味支払返戻金	契約者割戻準備金戻入額
収	その他の収益	(財産運用益)	予 定 利 息	に係る積立金の	その他の収益
		(△財産運用費)	その他の収益	全部	
入		その他の収益			
	小計	小計	小計	小 計	小計
	事業普及費	予 定 利 息	正味支払共済金	正味支払返戻金	正味支払割戻金
支	事業管理費	(共済掛金積立金)	その他の費用		契約者割戻準備金繰入額
	その他の費用	(前納掛金)			その他の費用
		(据 置 利 息)			
		(危険掛金)			
出		その他の費用			
	小計	小計	小 計	小 計	小 計
残		特別法人税調整額	調整前収支残高		
1			未経過掛金調整額		
高	収 支 残 高	収 支 残 高	収 支 残 高	収 支 残 高	収 支 残 高

2. 利源別損益の処理 (単位:円)

	費差・解約差	利 差	危 険 差	利源対象外	合 計
収 支 残 高					
部門外勘定の配賦額					
共済掛金積立金繰入					
価格変動準備金繰入					
異常危険準備金繰入					
税金配賦額					
粗 差 益					
利 源 振 替					
特別危険積立金取崩額					
利源間補填額					
処 契約者割戻準備金補填額					
理差益					
内 契約者割戻 非課税分					
容準備金繰入(維持費差額)					
有 税 分					
事 業 剰 余					
(特別危険積立金取崩額除く)					

23. 価格変動準備金積立計算書

1 価格変動準備金明細

(単位:円)

区 分	当年度
積立基準額(下表(1)の⑧)	1)
積立限度額(下表(1)の⑨)	2
期首残高	3
当年度積立額	4
取崩基準額 (下表(2)の③)	5
当年度取崩額	6
取崩基準によらない取崩額	7
(うち積立限度額超過による取崩額)	8
期末残高 (③+④-⑥)	9
当年度積立額の検証(④ / ②)	10
当年度末残高の検証(⑨ / ③)	(1)

(備考) 価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の期首残高を超えないこと。

2 計算の基礎

(1) 積立基準額及び積立限度額の計算

(単位:円)

規則別表3(第36条関係)の上欄の	当年度末残高	積立其	基準額の計算	積 古[8]	度額の計算
対象資産の別に応じた区分	(帳簿価額)	規則別表3の中欄の率	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	規則別表3の 下欄の率	人及版・クロチ
国内の法人の発行する株式及びこれに準ずる資産 (規則第35条第1号に掲げる資産)	1)	①×0.0040		①×0.20	
外国の法人の発行する株式及びこれに準ずる資産 (規則第35条第2号に掲げる資産)	2	②×0.0040		②×0.15	
日 本 政 府 等が発行する邦貨建の債券及びこれに準ずる資産 (規則第35条第3号に掲げる資産)	3	3×0.0004		③×0.02	
日本政府等以外が発行する邦貨建の債券及びこれに準ずる資産 (規則第35条第4号に掲げる資産)	4	④×0.0008		④×0.03	
日 本 政 府 等が発行する外貨建の債券及びこれに準ずる資産 (規則第35条第5号に掲げる資産)	5	⑤×0.0024		⑤×0.10	
日本政府等以外が発行する外貨建の債券及びこれに準ずる資産 (規則第35条第6号に掲げる資産)	6	⑥×0.0028		⑥×0.11	
外貨建の預金及び貸付金等及びこれに準ずる資産 (規則第35条第7号に掲げる資産)	7	⑦×0.0020		⑦×0.10	
合計		積立基準額 (上記合計)	8	積立限度額 (上記合計)	9

(2) 取崩基準額の計算

(単位:円)

区分		当年度
特定	資産の売買等による損失	1
	金銭の信託運用費	
	有価証券売却損	
	有価証券評価損	
	有価証券償還損	
	金融派生商品費用	
	為替差損	
	その他	
特定	資産の売買等による利益	2
	金銭の信託運用益	
	有価証券売却益	
	有価証券評価益	
	有価証券償還益	
	金融派生商品収益	
	為替差益	
	その他	
計	1-2	3

(注) 記載にあたっては、損益を相殺表示せずに、実額を記載すること。

24. 総額限度のある運用対象一覧表

(単位:百万円、%)

		規則第43条第2項	当年度末残高	. 173 137 707
		に規定する総額限度		構成比
株式	Ç	20%		
不動産		20%		
外貨建資産		20%		
特定	三運用資産	10%		
	債券	_		_
	貸付金	_		_
	貸付有価証券	_		_
総資産の額(特別勘定を除く)		_		100.0

注:特定運用資産とは、規則第43条第2項第4号に該当する資産をいう。

25. 同一人に対する運用財産状況表

(1)10%規制対象資産残高

(単位:百万円)

先名	社債の取得	株式の取得	金銭の貸付け (社債又は株式 を担保とするも のに限る)	金銭の貸付け (コールローン 等を除く)	金銭の貸付け (同一人が保証 するものに限 る)	有価証券の貸付け	貯金又は預金	全対象資産計
								(A)

(2) 3%規制対象資産残高

(単位:百万円)

			(<u> </u>
先名	金銭の貸付け	有価証券の貸付け	合計
			(B)

(3)総資産の額、運用財産総額、構成比

	合計額	構反	戈 比
	口川倪	A	В
総資産の額(特別勘定を除く)	(C)	(A) / (C)	(B) / (C)

26. リスク管理債権の状況

リスク管理債権の状況

リスク官理惧権の払祝		(平	位:日万円、%)
区 分	当年度末	前年度末	増 減 率
破綻先債権(a)			
延滞債権 (b)			
3か月以上延滞債権 (c)			
貸付条件緩和債権(d)			
合計 (e) = (a)+(b)+(c)+(d)			
貸付金残高(f)			
占率 (e)/(f)			_
一般貸倒引当金			
個別貸倒引当金			
貸倒引当金合計			

27. 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率(支払余力比率)

(単位:百万円、%)_

	当年度末	前年度末
(1) 支払余力の総額 $(= ①+②+③+⑥$	4+5+6+7-8)	
① 純資産の部の合計 (剰余金の処分として支出する金額、その他有価証券評価差	額金を除く。)	
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金		
④ 一般貸倒引当金		
⑤ その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の90%(負値の場合は	1 0 0 %)	
⑥ 土地の含み損益の85% (負値の場合は100%)		
	(b) + (c) + (d) - (e)	
(a) 共済掛金積立金等余剰部分		
(b) 契約者割戻準備金末割当部分		
(c) <u>税</u> 効果相当額	(= /+p)	
d) 税効果相当額		
『)税効果相当額の不算入額(一)		
(d) 負債性資本調達手段等		
(1) 負債性資本調達手段		
特定負債性資本調達手段		
p) 期限付劣後債務		
(e) 共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対	けする不参入(-)	
⑧ 繰延税金資産の不算入額及び控除項目 (一)		
(a) 繰延税金資産の不算入額 (一)		
(b) 控除項目 (一)	9 = 1/9	
(2) リスクの合計額 $ (=[(R_1)^2 + (R_3 + R_3 +$	$(4)^2 \mid 1^{1/2} + \mathbf{R_2} + \mathbf{R_5} \mid$	
R ₁ 一般共済リスク相当額		
R ₂ 巨大災害リスク相当額		
R ₃ 予定利率リスク相当額		
<u> </u>	2+3+4+5+6)	
① 価格変動等リスク相当額		
② 信用リスク相当額		
③ 子会社等リスク相当額		
④ デリバティブ取引リスク相当額		
⑤ 信用スプレッドリスク相当額	(
⑥ 上記に準ずるものの額 (a) 再保険リスク相当額	(= (a) + (b))	
(a) 井保険リベク相当額 (b) 再保険回収リスク相当額		
R ₅ 経営管理リスク相当額 R ₅ 経営管理リスク相当額 R ₇ を		
	/ ((0) > / 1/0) >	
(3) 支払余力比率 (= (1) /	$/$ ((2) \times 1/2))	

(参考) 実質資産負債差額

(単位:百万円)

		当年度末	前年度末	
			コ十尺小	刊十尺不
(1)	資産の部に計上されるべき金額の合計額 (=①+②	+3+4-5)		
1)貸借対照表の資産の部合計			
2)有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額			
3)動産不動産含み損益			
4)上記以外の資産の含み損益			
(5))その他有価証券に係る繰延税金資産			
(2)	負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額(=①-②-(3-4-5-6)		
1)貸借対照表の負債の部合計			
2)価格変動準備金			
3)異常危険準備金			
4)共済掛金積立金等余剰部分			
(5))契約者割戻準備金未割当部分			
6)その他有価証券に係る繰延税金負債			
(3)	実質資産負債差額 (=	(1) - (2))		

28. 経営効率表

(1)長期共済

共済種類																	
区分			T-2年度	T-1年度	T年度												
新契約率		契約件数 (%)															
7/1/X/1/T		契約金額 (%)															
新契約伸展率		契約件数 (%)															
初入州市及中		契約金額 (%)															
	解約失効率I	契約件数 (%)															
解約失効率	737/1/3/2/2/37 1	契約金額 (%)															
	解約失効率Ⅱ	契約件数 (%)															
	73T/1137 C/93 II	契約金額 (%)															
		契約件数 (%)															
解約率		契約金額 (%)															
		支払返戻金(%)															
純増加率		契約件数 (%)															
//-U-E/3H 1		契約金額 (%)															
平均共済金額		新契約(万円)															
1.40×104 ±2.00		期末現在(万円)															
職員1人当たり		契約件数(件)															
100000000000000000000000000000000000000		契約金額 (万円)															
		消滅契約(‰)															
		契約件数															
		契約金額															
死亡率		支払共済金															
(罹災損害率)		払込免除契約(‰)															
		契約件数															
		契約金額															
		支払共済金															
事業費率(%)	事業費率 I																
F/N, M, 1 (/0)	事業費率Ⅱ																
	平均予定利	率															

	方法は、以下のとおりとする。	
1. 新契約率	dor-from felt. Jel. Nell. (a. a.)	
契約件数: -	新契約件数 (A1) 期首現在契約件数(B1)	—×100
	期自現任契約件数(B1)	
	新契約金額 (A2)	
契約金額:—	期首現在契約金額(B2)	—×100
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
2. 新契約伸展率		
契約件数: —	(A1)-前年度新契約件数	—×100
20/3/11/20	前年度新契約件数	
	(A2)-前年度新契約金額	
契約金額: —	前年度新契約金額	—×100
	134 1 22 77 7 7 7 1 1 2 2 2 2	
3. 解約・失効率		
解約失効率I		
契約件数: -	解除+失効-復活	—×100
	(B1)+新契約件数(月払のみ)	
契約金額:	解除+減額+失効-復活	×100
	(B2)+新契約金額(月払のみ)	
解約失効率Ⅱ		
契約件数: —	解除+失効 (B1)	—×100
	(B1)	
	解除+失効	
契約金額: —	(B2)	—×100
1. 解約率		
契約件数:	解 除 件 数	—×100
大小八十数.	(B1)+新契約件数(月払のみ)	× 100
	A77 『△	
契約金額: -	解除金額 (B2)+新契約金額(月払のみ)	—×100
	(ロ4) 「利大小・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
支払返戻金; —	支払返戻金	×100
Х拟赵庆莹;─	事業年度開始共済掛金	<u> </u>
	積立金基本計算額	

```
5. 純増加率
  契約件数: 期末現在契約件数(C1)-(B1) (B1) ×100
  契約金額: 期末現在契約金額(C2)-(B2) ×100
6. 平均共済金額
             (A2)
    新契約:-
             (A1)
             (C2)
  期末現在:-
             (C1)
7. 職員1人当り
  契約件数:-
8. 死亡率 (罹災損害率)
   (4) 事故消滅契約
  契約件数: 事故消滅契約件数 ×1,000
           経過契約件数
  契約金額: 事故消滅契約金額 ×1,000 
経過契約金額(E)
  (ロ)払込免除契約(建物更生共済は、自然災害)
  契約件数: 払込免除契約件数 ×1,000 経過契約件数
  契約金額: 払込免除契約金額 ×1,000 経過契約金額(F)
```

9. 事業費 事業費 - 事業費のうち - 法人税・住民税 特別損益の額 及び事業税 事業費率Ⅱ: 正味経過付加共済掛金 10. 平均予定利率 平均予定利率:-年度始 + 年度末 - 予定 積立金 積立金 利息

 $\times 100$

(2) 短期共済

(単位:%)

	共済種類															(
区分		T-2年度	T-1年度	T年度												
損害率	経過共済掛金															
	経過危険掛金															
事業費率																
	事業費率Ⅱ															
平	均予定利率			•											·	·

(3)長期・短期共済合計

 <td rowspan="2" color="block" color="block"

(注) 比率の計算方法は、以下のとおりとする。

1. 損害率

至払共済金(G) 経過共済掛金: 支払共済金(G) 経過共済掛金 ×100

経過危険共済掛金: (G) ×100

2. 事業費率

事業費 事業費 王: 事業費 ×100

事業費 - 事業費のうち - 法人税・住民税 特別損益の額 及び事業税 正味経過付加共済掛金 ×100

3. 平均予定利率

下定利息

 平均予定利率: 年度始 + 年度末 - 予定 積立金 積立金 利息
 ×100

4. 経費率

経費率 I: 長期共済合計事業費 + 短期共済合計事業費 ×100 長期共済合計正味 + 短期共済合計正味 経過付加共済掛金

長期共済合計正味 + 短期共済合計正味 経過付加共済掛金 経過付加共済掛金

長期共済合計 + 短期共済合計 + 確定拠出年金

 経費率Ⅲ:
 事業費
 運営管理事業費
 ×100

 長期共済合計正味 + 短期共済合計正味 + 確定拠出年金運営
 経過付加共済掛金
 管理受取手数料

(4) 財務

(単位:%)

区分		T-2年度	T-1年度	T年度
固定比率	自己資本 固定資産+外部出資			
運用資産 平均残高構成率	運用資産 現金・預金 コールン 買現先勘定 債券貸借支払保証金 金銭の信託 金銭債権 有価証券 貸付金 運用不動産			
	特別勘定			
	総資産			
正味利回り	運用資産 I 運用資産 II 運用資産 III 現金・ルロリス 買現 関本・ルロリス 買売 は 関本ので 関本ので で で で で で で で で の に は は で に は で に は で に が の に を を を を を を を を を を を を を を を を を を			
	特別勘定			

(注) 比率の計算方法は、以下のとおりとする。

1. 運用資産(一般勘定)平均残高構成率 運用資産: 運用資産平均残高(I) 総資産平均残高(H)	×100
現金·預金: 預金平均残高(J) (I)	×100
コールローン:	×100
買現先勘定: 買現先勘定平均残高(L) (I)	×100
債券貸借支払保証金: <u>債券貸借支払保証金平均残高(M)</u> (I)	×100
金銭の信託: 金銭の信託平均残高(N) (I)	×100
金銭債権: 金銭債権平均残高(O) (I)	×100
有価証券: 有価証券平均残高(P) (I)	×100
貸付金: 貸付金平均残高(Q) (I)	×100
運用不動産: 運用不動産平均残高(R) (I)	×100
2. 運用資産(特別勘定)平均残高構成率 特別勘定: 特別勘定平均残高(S) (H)	×100
3. 正味利回り (総資産) 総資産: 財産運用益 (H)	×100

4. 正味利回り 運用資産 I:	(一般勘定) 財産運用損益(T) (I)	·×100
運用資産Ⅱ:	利息配当収入(U) (I)	×100
運用資産Ⅲ:	(T) - (U)	×100
預金:	預金の運用損益 (J)	×100
コールローン:	コールローンの運用損益 (K)	×100
債券貸借支払保証金:	債券貸借支払保証金の運用損益 (L)	×100
買現先勘定:	買現先勘定の運用損益 (M)	×100
金銭の信託:	金銭の信託の運用損益 (N)	×100
金銭債権:	金銭債権の運用損益 (O)	×100
有価証券:	有価証券の運用損益 (P)	×100
貸付金:	貸付金の運用損益 (Q)	×100
運用不動産:	不動産の運用損益 (R)	×100
5. 正味利回り 特別勘定:	(特別勘定) 特別勘定の運用損益 (S)	·×100

Ⅵ-2 その他報告等様式集

Ⅱ-3-14(1) 障害等	等発生報告書
Ⅲ-1-1 (2) ① (又は⑦)	決算ヒアリング(又は9月末における財務内容ヒアリング)資料(再保険契約実績(又は上期再保険契約実績))の提出について
Ⅲ-1-1 (2) ③	総合的なヒアリング資料(第〇四半期事業概況(又は経営状況のその他参考となるべき事項))の提出について
Ⅲ-1-1 (2) ⑦	9月末における財務内容ヒアリング資料(中間業務実績)の提出について
III - 1 - 2 - 2 (1)	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告につい て
Ⅲ -1-4-1 (2)	組合に関する苦情受付票
III - 1 - 5 - 2 (2)	法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつ かないものについての連絡箋
III - 1 - 5 - 2 (4)	法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ 回覧するための応接箋

(様式Ⅱ-3-14(1)) 番 号 年月日

農林水産大臣 殿

住所共済連名代表理事氏名

令般、以下のように $\left\{ egin{array}{ll} ①障害等が発生した \\ ②サイバー攻撃を検知した \\ ③サイバー攻撃の予告を受けた \\ \hline は17経営第 \\ \end{array}
ight.$ 号に基づき報告します。

(新規・続報)

障害等発生報告書

受付日時		年	月	日		時	分			
連絡者	所属: (電話番号)									
	氏名:									
	発生日時:	年 月	日	時	分	頃				
状 況										
障害原因	未確認 ・ 確	[認済()	
復旧見込		日	時頃	Į	•	不明]			
復旧までの										
影響										
	復旧までの	対応策:								
対処状況	対 外 説 明	:								
事後改善策										

(記載要領)

- 1 障害発生等の状況に照らして報告文中の①~③のいずれかを選択するとともに、太枠 内を記載すること。
- 2 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可(様式任意)。
- 3 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所(市町村名まで)、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
- 4 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応(代替措置等)、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
- 5 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別(不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等)及び原因(セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等) 【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先(警察、セキュリティー関係機関、他省庁等) 【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性 【状況欄】

(様式Ⅲ-1-1 (2) ① (又は⑦))

番 号 年月日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

決算ヒアリング(又は9月末における財務内容ヒアリング)資料(再保険契約実績 (又は上期再保険契約実績))の提出について

○○年度における再保険契約実績について、別添のとおり提出します。

添付資料

別添参照

(様式Ⅲ-1-1 (2) ③)

番 号 年月日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

総合的なヒアリング資料 (第〇四半期事業概況 (又は経営状況のその他参考となるべき事項)) の提出について

○○年度第○四半期における事業概況(又は経営状況のその他参考となるべき事項)に ついて、別添のとおり提出します。

添付資料 別添参照

(様式Ⅲ-1-1(2)⑦)

番 号 日

農林水産大臣 殿

住 所共済連名代表理事氏名

9月末における財務内容ヒアリング資料(中間業務実績)の提出について

○○年度9月末における財務内容(中間業務実績)について、別添のとおり提出します。

添付資料

別添参照

(Ⅲ-1-2-2 (1) 別紙ひな型) 番 号 年月日

全国共済農業協同組合連合会 代表理事理事長 〇〇 〇〇 殿

農林水産大臣 名

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

令和 年 月 日を基準日として、(〇〇〇〇等について) 貴会を検査した結果を令和 年 月 日付 第 号で通知したところであるが、通知した事項について、その事 実認識、発生原因分析、改善・対応策について、農業協同組合法第93条第 項に基づき 報告を求めるので、令和 年 月 日()までに報告(正本1部、副本〇部)されたい。

なお、この処分について不服があるときには、処分があったことを知った日の翌日から 起算して3月以内に農林水産大臣に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に 基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できなくなる。また、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日から6月を経過したとき又は当該決定の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

組合に関する苦情受付票

属性	
日時	年 月 日() 時 分~ 時 分 〔電話・来局・文書〕
組合名	
申出者	応接者
苦情内容	
摘要	

連絡箋

属性							
日時・場所	年	月	日 () [電話・来局	・その他]
照会者					応接者		
照会内容							
回答案							
処理							

応接箋

属性							
日時・場所	年	月	日 ()	[電話・来局	・その他]
照会者					応接者		
照会内容							
回答							
凹谷							

Ⅵ-3 参考資料

Ⅲ-1-5-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則 「資料1〕Ⅲ-1-5-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係

農林水産省訓令第4号

省 中 一 般

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則を次のように定める。

平成14年3月27日

農林水産大臣 武部 勤

農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則

(目的)

第1条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)に従い、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関して、当該行為が農林水産省所管法令の特定の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ法令を担当する課の長あてに確認し、当該課の長が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「課の長」とは、農林水産省組織令(平成12年政令第253 号)に規定する課の長並びに統計企画監理管、消費者情報館、保険監理官、農村整備官 及び漁業保険管理官をいう。

(対象となる法令)

- 第3条 農林水産省における本手続の対象となる法令の条項は、農林水産省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかであって第1条の趣旨に該当するものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものは対象としない。
 - (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
 - (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。) の根拠を定めるものである場合
 - (3) 当該条項が民間企業等に対して、直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合
- 2 本手続の対象となる法令の条項及び各法令の条項を担当する課については、一覧表を 作成し農林水産省のホームページにおいて公表することとする。なお、当該一覧表につ いては、法令改正等があった場合には、これを随時見直すこととする。

(照会)

第4条 民間企業等からの照会を受け付ける窓口(以下「照会窓口」という。)は、各法令を担当する課とする。具体的には、前条第2項の規定に従い農林水産省のホームページで公開した各法令を担当する課においては別添1の様式に従った照会(電子的手法を含む。)を受け付けるものとする。

なお、課の長は、照会の内容が当該課の所管する法令以外に関するものであった場合には、その旨を照会した者に電話又は書面(電子的手法を含む。以下同じ。)により通知することとする。この際、照会を受けた課の長は、当該照会内容に関する法令の担当の課又は担当省庁が明らかな場合はこれを明示することとする。

- 2 課の長は、次に掲げるすべての資格要件を備えた民間企業等(以下「照会者」という。) 又はその代理人からの照会を照会窓口において受け付けるものとする。
 - (1) 将来照会者自らが行おうとする事業活動に係る個別具体的な行為を示すこと。
 - (2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
 - (3) 当該法令の規定の適用対象となるかどうかについて、照会者又はその代理人の見解及びその根拠を示していること。
 - (4) 照会及び回答の内容が公表されることに同意していること。
- 3 課の長は、前項の資格要件を備えていない者から照会があった場合、資格要件を備えていない旨をその者に電話又は書面により通知することとする。
- 4 照会者又はその代理人が照会書に第6条第2項に掲げる公表の延期を希望する旨及び その理由並びに公表可能とする時期を付記している場合、課の長は速やかにその内容を 検討し、遅滞なくその諾否を次条第1項に規定する回答期間内に照会者又はその代理人 に通知するものとする。
- 5 課の長は、本手続の運用上必要な範囲内で、照会者又はその代理人に対して照会書の 補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条に規定 する回答期間に含まないものとする。
- 6 課の長は、回答を行うまでの間に照会者又は代理人からの照会の取消しの申出があった場合、次条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会についての回答は行わないものとする。

(回答)

- 第5条 課の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから、原則として、30日 以内に照会者又はその代理人に対する回答を行わなければならないものとし、可能な限 り速やかに回答するよう努めるものとする。
- 2 課の長は、次に掲げる理由により30日以内に回答を行うことができない場合には、 照会者又はその代理人に対して、遅滞なく、その理由及び回答時期の見通しを書面によ り通知するものとする。
 - (1) 慎重な判断を要する場合
 - (2) 事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合
- 3 課の長は、照会書により記載された事実のみを前提に、照会のあった行為が照会対象 法令の対象となる旨又は対象とならない旨の見解を別添2の様式により回答(電子的手

法を含む。) する。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合については、この限りでない。

なお、課の長は、当該回答の根拠を付記するものとする。

- 4 課の長は、次に掲げる要件に該当する照会に対しては、回答を行わないことができる。 この場合において、課の長は、照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、回答を行わな い旨及びその理由を電話又は書面にて通知するものとする。
 - (1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である場合又は不足している場合
 - (2) 類似の事案が争訟の対象となっている場合
 - (3) 照会内容が刊行物等により明らかにされている場合又は当該照会に対する回答が 既に公表している回答と同様の内容となる場合

(照会及び回答の内容の公表等)

第6条 照会及び回答の内容は、次項に規定する公表を行うべき時期に農林水産省のホームページにおいて、原則として、これをこのまま公表するものとする。

また、照会者の同意がある場合は照会者名を公表することができる。

ただし、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

- 2 公表は、原則として、回答を行ってから30日以内に行う。ただし、次に掲げる場合 には、30日を超えてから公表を行うことができるものとする。
 - (1) 照会者又はその代理人が、照会書に公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる場合
 - (2) 公益上その他の理由で公表を遅らせる必要がある場合

附則

この規則は、平成14年3月29日から施行する。

附 則(平成20年3月5日農林水産省訓令第3号) この規則は、平成20年3月12日から施行する。

附 則(平成20年7月31日農林水産省訓令第20号) この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成24年8月21日農林水産省訓令第20号) この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

農林水産省法令適用事前確認手続 (照会書)

年 月 日

課の長の職名 殿

照会者名(法人にあっては名称及び代表者名) ※代理人による照会の場合は上記に加え 代理人名(法人にあっては名称及び代表者名)

下記について、照会します。なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

- 1 照会対象法令名及び条項
- 2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為 (必要ならば資料の添付ができます)
- 3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及びその根拠
- 4 照会者名公表の同意照会者名の公表に 同意します / 同意しません(いずれかを囲んでください)
- 5 公表の延期の希望(公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。)
 - (1) 理由
 - (2) 公表希望時期
- 6 連絡先
 - ① 郵便番号
 - ② 住所
 - ③ 法人にあっては担当者名
 - ④ 電話番号·FAX番号
 - ⑤ 電子メールアドレス

農林水産省法令適用事前確認手続(回答書)

年 月 日

照会者名(法人にあっては名称及び代表者名) ※代理人による照会の場合は上記に加え 代理人名(法人にあっては名称及び代表者名) 殿

課の長の職名

○年○月○日付けで照会のあった件について、以下の見解を回答いたします。

照会対象法令(条項)の 対象となる / 対象とならない

本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、 照会対象法令との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、 捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

なお、当該回答の根拠は、下記のとおりです。

記